AIJ問題プロジェクトチーム提言

平成24年7月10日 自 由 民 主 党 政 務 調 査 会 AlJ問題に関するプロジェクトチーム

本年2月証券取引等監視委員会の検査を通じて、AIJ投資顧問による1500億円もの巨額の年金資産の消失事件が発覚したのを受け、ことの重大性から我が党自民党は3月初旬、事件の問題究明と根本的な再発防止策の策定に専念するため、「AIJ問題に関するプロジェクトチーム」(PT)を立ち上げた。

多数の厚生年金基金、国内金融業界、国内外の有識者等各方面から精力的にヒアリングを行った結果、今回の AlJ 事件は金融詐欺事件の疑いが濃厚であるものの、事件の温床には厚生年金基金の抱える構造問題もあることから、年金・金融両面での徹底した再発防止策が必要であるとの結論に至った。

当 PT ではこうした結論を踏まえ、年金運用の基本法となるべき「日本版エリサ法」の創設をはじめ、厚生年金の代行制度について選択制度を導入する一方、金融面においても、市場価格変動のリスクに対する自己責任の原則のもとで金融市場の柔軟性と競争力を維持しつつ、金融検査体制の強化、情報共有の義務づけ、金融犯罪に対する罰則強化などをはじめとする以下の重点的な対策パッケージを策定した。

【1】厚生年金基金の「構造問題」への対応

- (1)「日本版エリサ法」の創設
 - ① 立法上の位置づけ: 退職給付·年金に関わる基本法。年金確保法、厚労省ガイドライン等の関連法·運用規定で別途制度設計。
 - ② 盛り込むべき内容: 運用責任者への社保庁等 OB の天下り廃止、運用責任者の投資教育の促進、年金運用の分散投資義務の強調、プルーデントマン・ルール及びデューデリジェンスの徹底、受託者運用方針の大幅逸脱の責任明確化、年金数理計算の透明性・開示性の向上、加入事業者・監督官庁への報告義務の強化、企業年金連合会支払保証事業の強化

(2) 厚年基金の合意基準にかかわる弊害規制の改正

- ① 基金加算部分の給付減額及び基金解散の合意基準(現行各々、OB・現役 各々「3分の2」以上、同「4分の3」以上)について、OB・現役合算「2分の1以 上」へ引下げ、代行返上についても同等に設定
- ② 厚労省の基金解散許可基準(現行、赤字企業 5 割以上要件等)の廃止、及び 基金の特例解散における連帯保証制度の廃止

【2】厚年基金の運用成果にかかわる自己責任・受託者責任の確立

- (1) 厚年基金の市場価格変動リスクに対する自己責任の原則の周知徹底
- (2) 厚年基金の受託者責任の明確化と運用結果に対する受託者説明責任の徹底
- (3) 年金運用におけるタコ配当の禁止

【3】厚年基金の運用実務にかかわる再発防止策

- (1) 総合型厚年基金の投資家区分をアマ区分に改定、適格機関投資家への区分変更を廃止
- (2) 年金委託者及び外部のチェック機能の強化
 - ① 投資信託の管理業務における身内管理会社の登用禁止
 - ② 監査体制と信託銀行チェック機能の強化: (i)私募投信の外部監査の義務化、 (ii)公募・私募投信のカストディアン及び厚年基金にかかわるマスタートラスト信託銀行に対する監査法人からの監査報告書直接送付の義務化、(iii)マスタートラスト信託銀行と委託先投信との NAV チェック契約の義務化
 - ③ 運用方針からの逸脱に関するガバナンスチェックのため、大口年金委託者による運用会社理事会等参加・中小基金の傍聴制度の導入
- (3) 厚年基金積立不足に対する会計上の認識と引当ての促進
 - (i)会計参与設置会社における退職給付会計簡便法の適用義務化の検討(ii)代行継続·代行返上途上の厚年基金積立不足に対する加入事業所の引当金に対し、税制上の特例措置の設定·決算書上別掲で引当金口座の新設で区分経理
- (4) 運用従事者にかかわる公的・自主的規制整備と情報共有 運用業における運用従事者の登録義務化と資格制度の導入促進、証券業における 「不都合行為者」の運用業における類似規定の促進、証券業・運用業の情報共有 の義務化
- (5) 金融検査・監督体制の強化 金融検査官の任期付き外部登用(金融業経験者等)の増強、海外当局との捜査共 助の強化。
- (6) 金融犯罪の金商法上の刑事罰並み罰則強化

【4】検討事項

以下については、さらに今後詳細に検討を進めるものとする。

- (1) 厚生年金「代行選択制度」のあり方
 - ① 厚年基金代行制度について、以下 3 つの選択肢(案)等からの選択制とし、代行 返上・解散移行期間を最長 10 年に設定。
 - (i) 代行継続: 厚年基金による個別運用または運用統合による代行運用
 - (ii) 代行返上·私的年金へ移行: 厚年本体へ最低責任準備金を返還
 - (iii) 基金解散: 代行割れ補てん方法の順序として、①基金加算部分の適用、 ② 基金積立割合により、「最低責任準備金」または「減額責任準備金」の 適用、さらに劣化基金に「第二減額責任準備金」の新設・適用、③破綻懸 念基金に「あるだけ解散」の容認と企業年金連合会支払保証事業からの優 先的拠出・残額の公的補てんにつき慎重判断
 - ② AlJ 被害基金には減額給付と基金解散時軽減措置(第二減額責任準備金)の 新設等で対応
- (2) 証券取引等監視委員会の3条委員会化の是非